

水俣病問題の解決を求める意見書

不知火海沿岸住民に甚大な健康被害と差別・偏見による深い苦しみをもたらした水俣病は、公式確認から69年という長い年月が経過しようとしています。しかし、いまだに救済を求める多くの人たちがあり、この間住民の命と健康が奪われ、現在も健康被害等に脅かされている事態は、憂慮すべき重大な課題だと考えます。

そうした状況の中、昨年5月1日、水俣病犠牲者慰霊後の環境大臣との懇談の場で、苦しみを訴える被害者の発言中にマイクが遮断される事件が発生しました。本来、被害者の声に耳を傾け施策に活かすべき行政にとって、あつてはならない行為でした。環境大臣におかれては、その後水俣を訪れ、患者との対話に臨まれましたが、この様な事は二度と起こらないことを含めて、国には、水俣病被害者に真摯に向き合い、一日も早く水俣病問題を解決して頂くよう、心から要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月18日

山都町議会議長

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣